

○鳥取大学長選考等規則実施細則

平成16年5月24日
鳥取大学規則第148号

(趣旨)

第1条 鳥取大学長選考等規則（平成16年鳥取大学規則第147号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、学長選考及び解任に必要な事項に関しては、この細則の定めるところによる。

(選考の実施計画の決定)

第2条 規則第3条各号のいずれかに該当する場合、学長選考・監察会議は、速やかに学長候補者選考の実施計画を決定しなければならない。

(選考基準)

第3条 規則第4条の「学長選考・監察会議が定める基準」（以下「選考基準」という。）には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- 一 求められる学長像
- 二 学長の選考方法
- 三 学長の任期
- 四 学長の再任、職務の評価及び解任に関する事項
- 五 その他学長選考・監察会議が必要と認める事項

(推薦依頼)

第4条 規則第5条第1項の規定による学長候補者の資格を有すると認められる者の推薦依頼は、別紙様式第1号により行うものとする。

- 2 前項の依頼に際しては、被推薦者に関する推薦理由及び略歴等並びに被推薦者の大学運営に係る構想について、別紙様式第2号から別紙様式第4号までによる推薦理由書及び調書の提出を求めるものとする。
- 3 規則第5条第1項第2号に規定する、推薦を周知する日における規則第9条第1項の表に掲げる職員等（以下「推薦資格者」という。）の連署による推薦に当たり、各推薦資格者は学長候補者の資格を有すると認められる者を1人に限り推薦できるものとし、2人以上を推薦した場合は、当該推薦資格者の署名はすべて無効とする。

(投票資格者名簿)

第5条 意向調査管理委員会は、投票資格者を調査し、別紙様式第5号による投票資格者名簿を作成しなければならない。

- 2 投票資格者名簿は、意向調査管理委員会が行う意向調査公示の日をもって確定するものとする。
- 3 意向調査管理委員会は、公示の日から7日間、投票資格者名簿を学長選考・監察会議が定める方法により縦覧に供さなければならない。
- 4 投票資格者は、投票資格者名簿に脱漏、誤載等があると認めたときは、縦覧期間内に、文書をもって意向調査管理委員会に申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた意向調査管理委員会は、当該申出の当否を決定し、その結果を申出人に通知する。この場合において、当該申出が正当であると決定したときは、直ちに投票資格者名簿を修正しなければならない。

(選考候補者の決定)

第6条 学長選考・監察会議は、第4条第2項の規定により提出された推薦理由書及び調書を基に、規則第5条第3項に規定する審査及び選考候補者の決定を行うものとする。

- 2 規則第5条第4項に規定する選考候補者の決定の職員等への周知及び学外への公表は、別紙様式第6号により行うものとする。

(意向調査管理委員会への通知)

第7条 学長選考・監察会議は、意向調査の日程を決定するとともに、規則第5条第3項の規定による選考候補者の決定を行ったときは、速やかに別紙様式第7号に第4条第2項の略歴等調書及び所信調書を添えて意向調査管理委員会に通知する。

(意向調査の公示)

第8条 規則第7条第1項の規定による意向調査の公示は、次の事項を記載して、別紙様式第8号により行う。

- 一 意向調査を行う理由
 - 二 意向調査の日程
 - 三 選考候補者の氏名及び略歴等
 - 四 選考候補者の大学運営に係る構想
 - 五 所信表明演説会の日程等
- 2 規則第7条第2項の規定による学外への公表に当たり、前項第3号の略歴等及び同項第4号については、これを除くものとする。

(意向調査の投票)

第9条 規則第6条第1項に規定する意向調査の投票は、鳥取地区及び米子地区各1箇所の投票所において行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長選考・監察会議が必要と認めたときは、オンラインにより意向調査の投票を実施することができる。この場合において、意向調査管理委員会は、次条から第16条までの規定に準じた合理的な方法により意向調査の投票を行うものとする。

(投票管理者、投票立会人及び投票受付人)

第10条 各投票所に、投票管理者、投票立会人及び投票受付人を置く。

- 2 投票管理者は、投票所ごとに意向調査管理委員会委員の互選により選ばれた各3人をもって充て、うち1人を代表管理者とする。
- 3 投票立会人は、事務局、地域学部、工学部及び農学部の投票資格者のうちから各1人、医学部（米子地区事務部を含む。）の投票資格者のうちから4人を意向調査管理委員会が選任する。
- 4 投票受付人は、事務局、地域学部、工学部及び農学部の事務職員のうちから各1人、米子地区事務部の事務職員のうちから4人を意向調査管理委員会が選任する。
- 5 前2項の選任は理事（総務担当）及び各学部長（米子地区事務部にあつては医学部長）の推薦に基づき行うものとする。

(不在者投票)

第11条 規則第6条第2項に規定する不在者投票の実施方法等については、意向調査管理委員会が別に定め、意向調査の公示の際に投票資格者に通知するものとする。

(投票所の開閉時刻)

第12条 投票所は、午前9時に開き、午後3時に閉じる。ただし、意向調査管理委員会が特別の事由があると認めた場合には、これらの時刻を変更することができる。

(投票用紙)

第13条 投票資格者が投票を行うときは、指定された投票所において本人であることを証する書類等を提示し、投票用紙を受け取り、投票するものとする。

- 2 投票用紙は、別紙様式第9号のとおりとする。

(投票の終了)

第14条 代表管理者は、投票所閉鎖後他の投票管理者及び投票立会人立会いの上投票箱を封緘する。

- 2 投票管理者は、別紙様式第10号による投票録を添え、直ちに投票箱を意向調査管理委員会に送達する。

(開票作業及び開票立会人)

第15条 開票は、意向調査管理委員会が開票立会人立会いの上、投票箱の封緘を確認してこれを開き、投票者数と票数を照合し、すべての投票をまぜ合わせた後行う。

2 開票は、投票の当日に行う。

3 開票立会人は、事務局、地域学部、医学部（米子地区事務部を含む。）、工学部及び農学部の投票資格者のうちから、各1人を意向調査管理委員会が選任する。

4 前項の選任は、理事（総務担当）及び各学部長の推薦に基づき行うものとする。

(無効票)

第16条 次の投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 記載された被選挙者が誰であるか確認し難いもの

三 被選挙者の氏名以外のことを記入したもの。ただし、被選挙者の身分を表示する字句又は所属学部等を記入したものは有効とする。

四 白票

2 投票の効力は、意向調査管理委員会が開票立会人の意見を聴いて、決定する。

(開票結果の確認)

第17条 開票を終わったとき意向調査管理委員会は、別紙様式第11号による開票録を作成し、開票結果の確認を行うものとする。

(意向調査結果の報告及び周知)

第18条 意向調査選挙を終了したときは、意向調査管理委員会は、投票録及び開票録を添えて、その結果を別紙様式第12号により学長選考・監察会議に報告しなければならない。

2 意向調査管理委員会は、規則第11条第2項に規定する職員等への周知は、別紙様式第13号により行うものとする。ただし、周知は前項の報告を学長選考・監察会議が受理した後でなければならない。

(学長選考・監察会議での選考)

第19条 学長選考・監察会議は、規則第5条第6項に規定する学長候補者の選考に当たり、第4条第2項の規定により提出された推薦理由書及び調書を選考の資料とする。

2 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に際して必要と認めるときは、選考候補者との面談を行うことができる。

3 規則第14条に規定する学長候補者の選考結果の職員等への周知及び学外への公表は、別紙様式第14号により行うものとする。

(学長の再任の審査方法)

第20条 規則第12条第2項に規定する学長に対する再任の意思の確認は、別紙様式第15号により行うものとする。

2 学長は、学長選考・監察会議に対して、再任を希望する場合は別紙様式第16号により、再任を希望しない場合は別紙様式第17号により、その旨を回答するものとする。

なお、再任を希望する場合は、再任審査のための資料として、併せて別紙様式第18号の業績調書及び別紙様式第19号の所信表明書を提出するものとする。

3 規則第12条第3項の「別に定める再任審査資料」は、前項の業績調書及び所信表明書とし、このほか、学長の職務の評価結果、業務実績報告書、認証評価結果等を参考資料として活用することができるものとする。

4 再任審査による学長候補者の選考結果について職員等への周知及び学外への公表を行うときは、前条第3項の規定にかかわらず、別紙様式第20号により行うものとする。

(学長の職務の評価時期及び方法)

第21条 規則第15条に規定する学長の職務の評価は、当該学長の任期の最終年度の前年度（再任による任期の場合は最終年度）に実施するものとする。

- 2 学長の職務の評価は、業務実績報告書等の資料の活用及び学長への面談の実施等、学長選考・監察会議が定める方法により行うものとする。

(解任の審査請求)

- 第22条 学長解任の申立ては、規則第9条第1項の規定による投票資格者の3分の1以上の者の連署により、経営協議会又は教育研究評議会に対して行うことができる。この場合において、投票資格者は学長解任申立書が提出された月の初日における者とする。
- 2 前項の申立てを受けた経営協議会又は教育研究評議会は、第8項の学長選考・監察会議からの通知の結果、前項の申立てが有効であった場合で、学長が規則第16条第1項に規定する解任事由に該当すると判断したときは、学長選考・監察会議に学長解任の審査請求をすることができる。
- 3 第1項の申立ては、別紙様式第21号の学長解任申立書に別紙様式第22号による署名簿を添えて、前項の審査請求は、別紙様式第23号の学長解任審査請求書により行うものとする。
- 4 経営協議会又は教育研究評議会は、第1項の申立てを受けたときは、速やかに署名簿を学長選考・監察会議に送付するものとする。
- 5 学長選考・監察会議は、あらかじめ職員等に周知した上で、7日間、前項の署名簿の写しを縦覧に供しなければならない。
- 6 署名簿の署名に関し異議があるときは、職員等は、前項の縦覧期間内に学長選考・監察会議に申し出ることができる。
- 7 学長選考・監察会議は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその申出の取扱いを決定し、その結果を申出人及び関係人に通知しなければならない。
- 8 学長選考・監察会議は、縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数並びに投票資格者数を職員等に周知するとともに経営協議会又は教育研究評議会に通知し、署名簿を解任申立ての代表者に返付しなければならない。
- 9 第1項の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。
 - 一 所定の様式を用いないもの、詐偽、脅迫に基づくもの等正規の手続によらない署名
 - 二 何人であるかを確認し難い署名

(解任の発議)

- 第23条 学長選考・監察会議の委員は、委員の3分の1以上の者の連署により学長解任の発議をすることができる。
- 2 前項の発議は、別紙様式第24号により行うものとする。
- 3 前条第9項の規定は、これを準用する。

(解任申出の審議)

- 第24条 学長選考・監察会議は、第22条第2項の審査請求又は前条第1項の発議があったときは、速やかに学長の解任を文部科学大臣に申し出ることについて審議しなければならない。

(解任申出決議の報告等)

- 第25条 学長選考・監察会議は、学長の解任申出を決議したときは、速やかに役員会に別紙様式第25号により報告するとともに、別紙様式第26号によりその旨を職員等に周知し、及び学外へ公表しなければならない。

(学長選考及び解任に係る公示等の方法)

- 第26条 学長の選考及び解任に係る公示、周知等は、学長選考・監察会議が指定する場所への掲示、鳥取大学のホームページへの掲載その他の学長選考・監察会議が定める方法により行うものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、前項の掲示場所を指定したときは、職員等に周知するものとする。

(その他)

第27条 この細則に定めるもののほか、意向調査の実施に関し必要な事項は、意向調査管理委員会が定める。

2 この細則の実施又は解釈に疑義があるときは、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

この細則は、平成16年5月24日から施行する。

附 則（平成16年7月14日鳥取大学規則第174号）

この細則は、平成16年7月14日から施行し、改正後の鳥取大学職員の兼業の取扱いに関する細則等の規定は、平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日鳥取大学規則第68号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日鳥取大学規則第99号）

この細則は、平成19年6月29日から施行し、改正後の鳥取大学学長選考等規則実施細則の規定は、平成19年6月1日から適用する。

附 則（平成20年5月30日鳥取大学規則第74号）

この細則は、平成20年5月30日から施行し、改正後の鳥取大学学長選考等規則実施細則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月13日鳥取大学規則第82号）

この細則は、平成20年6月13日から施行する。

附 則（平成23年3月29日鳥取大学規則第26号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月30日鳥取大学規則第52号）

この細則は、平成24年5月30日から施行する。

附 則（平成27年3月24日鳥取大学規則第51号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日鳥取大学規則第31号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日鳥取大学規則第35号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月25日鳥取大学規則第12号）

この細則は、平成30年1月25日から施行する。

附 則（平成30年3月27日鳥取大学規則第58号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日鳥取大学規則第76号）

この細則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和4年2月22日鳥取大学規則第26号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月24日鳥取大学規則第15号）
この細則は、令和6年1月24日から施行する。

別紙様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鳥取大学 経営協議会議長 殿
教育研究評議会議長
推薦資格者 各位

鳥取大学学長選考・監察会議

学長候補者の資格を有すると認められる者の推薦について（依頼）

このことについて、鳥取大学学長選考等規則第5条第1項の規定に基づき、別添の選考基準等に則り学長候補者の資格を有すると認められる者（経営協議会及び教育研究評議会にあっては2人以上）を 年 月 日から 年 月 日までに推薦願います。

なお、推薦に当たっては、被推薦者に関する推薦理由及び略歴等並びに被推薦者の大学運営に係る構想について、別紙様式により推薦理由書及び調書を作成の上、提出願います。

別紙様式第2号（第4条関係）

学長候補者の資格を有すると認められる者の推薦理由書

年 月 日

鳥取大学学長選考・監察会議議長 殿

鳥取大学 経営協議会
教育研究評議会
推薦人代表 ○○ ○○ （自署）

(ふりがな) 被推薦者氏名	(歳)
現 職 名 (又は最終職名)	
推薦理由	

- 備考 1 規格は、A4判とする。
- 2 鳥取大学学長選考等規則第5条第1項第2号の規定に基づき、推薦資格者5人以上の連署により推薦を行う場合は、推薦人代表の署名を行うとともに、別紙様式第2号別添「推薦人署名簿」を添付するものとする。

別紙様式第3号（第4条関係）

略 歴 等 調 書

年 月 日

(ふりがな)		生年	年 月 日生 (歳)
氏 名		月日	
最 終 学 歴			
専 門 分 野			
学 位 称 号			
学 歴			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
主要業績	(教育に関する業績) (研究に関する業績) (経営・管理運営に関する業績) (その他(国際交流, 地域貢献等)の業績)		
所 属 学 会			
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動			
免 許 ・ 資 格 等			
賞 罰			
そ の 他 参 考 と な る 事 項			

備考 規格は、A4判とする。

(注) この調書の内容は、学長候補者選考の参考に資するため行われる、職員等の意向調査(投票)の公示資料として学内に公表されます。

別紙様式第4号（第4条関係）

所 信 調 書

氏 名

（大学運営に係る構想）

備考 規格は、A4判とする。

（注） この調書の内容は、学長候補者選考の参考に資するため行われる、職員等の意向調査（投票）の公示資料として学内に公表されます。

別紙様式第6号（第6条関係）

選考候補者の決定について

鳥取大学長選考等規則第5条第4項の規定に基づき、学長候補者の選考に係る選考候補者を決定しましたので、次のとおりお知らせします。

年 月 日

鳥取大学学長選考・監察会議

1. 選考候補者職・氏名（50音順）

2. 決定した日 年 月 日

別紙様式第7号（第7条関係）

年 月 日

意向調査管理委員会委員長 殿

鳥取大学学長選考・監察会議議長

学長候補者選考に係る選考候補者の略歴について（通知）

このことについて、鳥取大学学長選考等規則第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり学長候補者選考に係る選考候補者について通知します。

記

氏名（五十音順）

略歴等 別添略歴等調書のとおり

大学運営に係る構想 別添所信調書のとおり

学長候補者選考に係る意向調査の実施について（公示）

鳥取大学学長選考等規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり公示します。

記

1. 意向調査を行う理由

（学長の任期満了）
（学長の辞任申出）
（学長の欠員）
（学長の解任）

に伴い、規則第3条

（第1号）
（第2号）
（第3号）
（第4号）

の規定に基づく学長候補者の

選考を行うため、規則第5条第5項の規定により意向調査を行うものである。

2. 意向調査の日程

（注） 学長選考・監察会議が決定した実施計画に基づき作成する。

3. 選考候補者の氏名及び略歴等

（注） 学長選考・監察会議から意向調査管理委員会に通知された略歴等調書の資料をそのまま使用する。

4. 選考候補者の大学運営に係る構想

（注） 選考候補者から学長選考・監察会議に提出された所信調書をそのまま使用する。

5. 所信表明演説会の日程等

（注） 学長選考・監察会議が決定した実施計画に基づき作成する。

6. その他

（注） 不在者投票の実施方法、投票用紙配付の際の確認方法等について記載する。

年 月 日

意向調査投票資格者各位

鳥取大学学長選考・監察会議

表

	<table border="1"><tr><td>鳥取大学 学長候補者選考に係る意向調査投票用紙</td></tr><tr><td>大学印</td></tr></table>	鳥取大学 学長候補者選考に係る意向調査投票用紙	大学印	
鳥取大学 学長候補者選考に係る意向調査投票用紙				
大学印				

裏

	<table border="1"><tr><td>氏 名</td></tr></table>	氏 名	
氏 名			

- 備考 1. 用紙はB6判
2. 氏名欄は縦10cm, 横4cmとする。

別紙様式第10号（第14条関係）

投 票 録

日 時 年 月 日 午前 時 分～午後 時 分

投 票 所

投票立会人 _____ (自署)

_____ (自署)

_____ (自署)

_____ (自署)

事 項 部局等	投票資格者数	投 票 数	棄 権 数	備 考
計				

投票の結果を上記のとおり確認します。

代表管理者 _____ (自署)

投票管理者 _____ (自署)

同 _____ (自署)

別紙様式第11号（第17条関係）

開 票 録

日 時 年 月 日 午後 時 分～午後 時 分

開 票 所

開票立会人 _____ (自署)

_____ (自署)

_____ (自署)

_____ (自署)

_____ (自署)

投 票 総 数	有 効 投 票 数	無 効 投 票 数

有効投票内訳

氏 名	得 票 数	氏 名	得 票 数

開票の結果を上記のとおり確認します。

意向調査管理委員会委員長 _____ (自署)

別紙様式第 12 号（第 18 条関係）

年 月 日

鳥取大学学長選考・監察会議議長 殿

意向調査管理委員会委員長

学長候補者選考に係る意向調査の結果について（報告）

このことについて、 年 月 日に実施した学長候補者選考に係る意向調査の結果を鳥取大学学長選考等規則第11条第1項の規定により、投票録及び開票録を添えて報告します。

別紙様式第13号（第18条関係）

学長候補者選考に係る意向調査の結果について

鳥取大学長選考等規則第11条第2項の規定に基づき、学長候補者選考に係る意向調査の結果を、次のとおりお知らせします。

年 月 日

意向調査管理委員会

投票資格者数

投票数

有効投票数

選考候補者（五十音順）の氏名及び得票数

別紙様式第 14 号（第 19 条関係）

学長候補者の選考について

鳥取大学学長選考等規則第14条の規定に基づき，学長候補者の選考結果を，次のとおりお知らせします。

年 月 日

鳥取大学学長選考・監察会議

1. 学長候補者氏名

2. 任 期 年 月 日～ 年 月 日

3. 選考した日 年 月 日

4. 選考の理由

5. 選考の過程

別紙様式第15号（第20条関係）

年 月 日

鳥取大学長 殿

鳥取大学学長選考・監察会議議長

任期満了にかかる再任意思の確認について（依頼）

このことについて、貴職の任期が 年 月 日で満了となることに伴い、鳥取大学学長選考等規則第12条第2項の規定に基づき、再任の審査に当たり貴職の意思を確認したいので、書面（別紙様式）により、 年 月 日までに申し出ください。

なお、再任を希望される場合は、審査に必要となる業績調書並びに所信表明書（別紙様式）を併せて提出願います。

おって、再任の審査は別添の選考基準に則り行われるものであることを申し添えます。

記

現任期 年 月 日～ 年 月 日（4年）

再任された場合の任期（再任は1回限り）

年 月 日～ 年 月 日（2年）

氏名

（教育に関する業績）

（研究に関する業績）

（経営・管理運営に関する業績）

（その他（国際交流・地域貢献等）の業績）

備考 規格は、A4判とする。

（注）この業績調書は、現任期にかかる所信表明をふまえ、業績に対する自らの所感を中心に記載すること。

氏名

（大学運営に係る構想）

備考 規格は、A4判とする。

（注）この所信表明書は、現任期におけるこれまでの業績をふまえ、次期2年間の大学運営にかかる構想について記載すること。

別紙様式第20号（第20条関係）

学長の再任について

鳥取大学長選考等規則第14条及び鳥取大学長選考等規則実施細則第20条の規定に基づき、学長の再任の可否を決定しましたので、次のとおりお知らせします。

年 月 日

鳥取大学学長選考・監察会議

1. 現学長氏名

2. 再任の可否
（任期 年 月 日～ 年 月 日）

3. 決定した日 年 月 日

4. 可否の理由

5. 審査の過程

（注） 「2. 再任の可否」欄の任期は、再任可とされた場合のみ記載すること。

年 月 日

鳥取大学役員会議長 殿

鳥取大学学長選考・監察会議議長

国立大学法人鳥取大学長の解任の申出について（報告）

鳥取大学長選考等規則第17条第1項の規定に基づき，現国立大学法人鳥取大学長の解任を文部科学大臣に申し出ることについて，下記のとおり決議しましたので報告します。

記

1. 解任を申し出る職・氏名 国立大学法人鳥取大学長 ○○○○

2. 解任を申し出る事由

3. 決 議 日 年 月 日

別紙様式第 26 号（第 25 条関係）

国立大学法人鳥取大学長の解任の申出について

鳥取大学長選考等規則第17条第2項の規定に基づき， 年 月 日開催の学
長選考・監察会議において，現国立大学法人鳥取大学長の解任を文部科学大臣に申し出る
ことについて下記のとおり決議しましたのでお知らせします。

記

1. 解任を申し出る職・氏名 国立大学法人鳥取大学長 ○○○○

2. 解任を申し出る事由

年 月 日

鳥取大学学長選考・監察会議